

全国免税店協会会員の皆様

全国免税店協会 事務局

東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会関係者への免税対応について

平素より、適正な免税制度運用にご協力いただきありがとうございます。

さて、標題の件につきましては、各所よりお問い合わせを頂戴しているところですが、東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の関係者方であっても、通常通り外為法の非居住者の定義に基づいた免税可否判断を行っていただきますようお願いいたします。

実際にご報告が入っております内容と対応方法を具体例として以下に記載いたしますので、同様のケースの場合は以下の通りご対応をお願いいたします。

【具体例】

在留資格：特定活動

指定書の内容：東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の関係者であって、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（平成二十六年一月二十四日に一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会という名称で設立された法人をいう。）が適当と認めるものが、当該大会に係る事業に従事する活動

対応方法：国内で報酬を受けていないことをご本人に確認し、その旨を備考メモに残したうえで免税可とする

何卒宜しく願い申し上げます。

以上